

沖縄県個人情報保護審査会答申第58号 概要

①件名	〇〇損壊事件に関する「供託通知書及び供託通知書受領後の会計処理等に関する情報」の不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年9月4日（受理：平成29年9月6日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年9月7日（沖広相第4796-2号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	条例第19条第2項（保有個人情報の不存在）
⑦審査請求年月日	平成29年11月16日（沖縄県公安委員会）
⑧審査請求の趣旨	本件処分を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	審査請求人の求める情報は、職務怠慢による不存在とされているように思えるが、警察本部長は、審査請求人の求める個人情報を開示すべく自浄的速やかに対処すべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第40号）
⑪答申年月日	平成30年6月6日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年9月7日付け沖広相第4796-2号の保有個人情報不開示決定については妥当である</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について 審査会において供託金の処理状況について実施機関に確認したところ、開示請求があった日（平成29年9月6日受理時点）には本件対象公文書は不存在だったことを確認した。なお、その後、実施機関に聞き取りをした結果、平成30年2月19日に会計処理を行い、供託金（遅延金を除く）を受領したことを確認した。</p> <p>(2) 本件対象公文書は、開示請求があった平成29年9月6日時点においては会計処理が行われておらず不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>